



愛知労働局発表  
平成28年9月29日(木)

報道関係者 各位

【照会先】

愛知労働局雇用環境・均等部指導課  
(働き方改革担当)  
指導課長 織田 和成  
副主任雇用環境改善・均等推進指導官  
鈴村 修史

電話 052 - 219 - 5509

愛知労働局労働基準部監督課  
(過重労働対策担当)  
監督課長 橋本 泰明  
統括特別司法監督官 藤原 隆  
電話 052 - 972 - 0253

## 愛知労働局における秋の過重労働解消と 「働き方改革」に向けた取組について

愛知労働局(局長 木暮 康二)では、長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」に向けた対応として、10月を「年次有給休暇取得促進期間」、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、この間に以下のとおり各種取組を実施します。

### 1 背景

長時間労働者の割合が依然として高く、また年次有給休暇の取得率が低い水準にとどまっており、長時間労働の削減など働き方の見直しが求められていることから、過重労働防止や「働き方改革」に向けた取組を進めているところです。(資料1)

また、平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は過労死等防止啓発月間とされているところです。

### 2 実施事項

#### (1) 監督指導の集中的な実施

各種情報や過重労働解消相談ダイヤルの結果などをもとに、過重労働や賃金不払残業などを行う企業に対する監督指導を、「過重労働解消キャンペーン」期間に集中的に実施します。

#### (2) 過重労働解消相談ダイヤル(無料)の実施

11月6日(日)午前9時から17時まで、

「過重労働解消相談ダイヤル」

0120 - 794 - 713 (なくしましょう 長い残業)

を開設し、東海・北陸7県の過重労働等に関する相談を愛知労働局で一元的に

受け付けます。

(3) 周知・啓発

10月の「年次有給休暇取得促進期間」には、「仕事と生活の調和のために、プラスワン休暇で連続休暇に」をスローガンとして、11月の「過重労働解消キャンペーン」期間には、「トップが決意を持って、長時間労働の削減に向けた取組を推進しましょう」をスローガンとして、年次有給休暇の取得促進や過重労働の解消に向けた取組を広く呼びかけます。

また、「働き方改革に関する周知・啓発プレート」を新たに作成し、労働基準監督署及びハローワークで掲示する等により、働き方改革について広く周知・啓発を行います。

(4) ベストプラクティス企業への訪問

労働局長が、管内の主要な企業の本社等を訪問し、当該企業の長時間労働削減に向けて積極的に取り組んでいる様子を視察し、他の企業の参考となるよう取組事例をホームページ等を通じて情報発信します。

(5) 労使団体に対する要請

県下の各労使団体に対して、休暇の取得促進、長時間労働の削減をはじめとした、「働き方の見直し」に向けた要請を行います。

(6) 各種セミナー・シンポジウムの開催

愛知県内において、「働き方改革」の実現や、長時間労働の削減に向けた啓発のためのセミナーやシンポジウムを以下のとおり開催します。[\(資料2\)](#)

過重労働解消のためのセミナー

過重労働対策に必要な知識や事例の紹介など

平成28年10月21日(金) 14:00～16:30 (於:名古屋能楽堂)

平成28年11月10日(木) 14:00～16:30 (於:名古屋能楽堂)

地域の特性を活かしたワーク・ライフ・バランス推進セミナー

休暇取得促進や所定外労働時間の削減事例の紹介など

平成28年11月21日(月) 13:30～16:00 (於:安保(あぼ)ホール)

働き方・休み方改革シンポジウム

働き方改革についての講演や取組事例の紹介など

平成28年10月17日(月) 13:30～16:30 (於:ミッドランドスクエア)

過労死等防止対策推進シンポジウム

過労死防止の重要性についての周知・啓発など

平成28年11月23日(水) 13:30～16:30 (於:ウィルあいち)

添付資料

資料1 働き方改革をめぐる現状

資料2 愛知労働局 セミナー等のご案内

# (資料1)働き方改革をめぐる現状

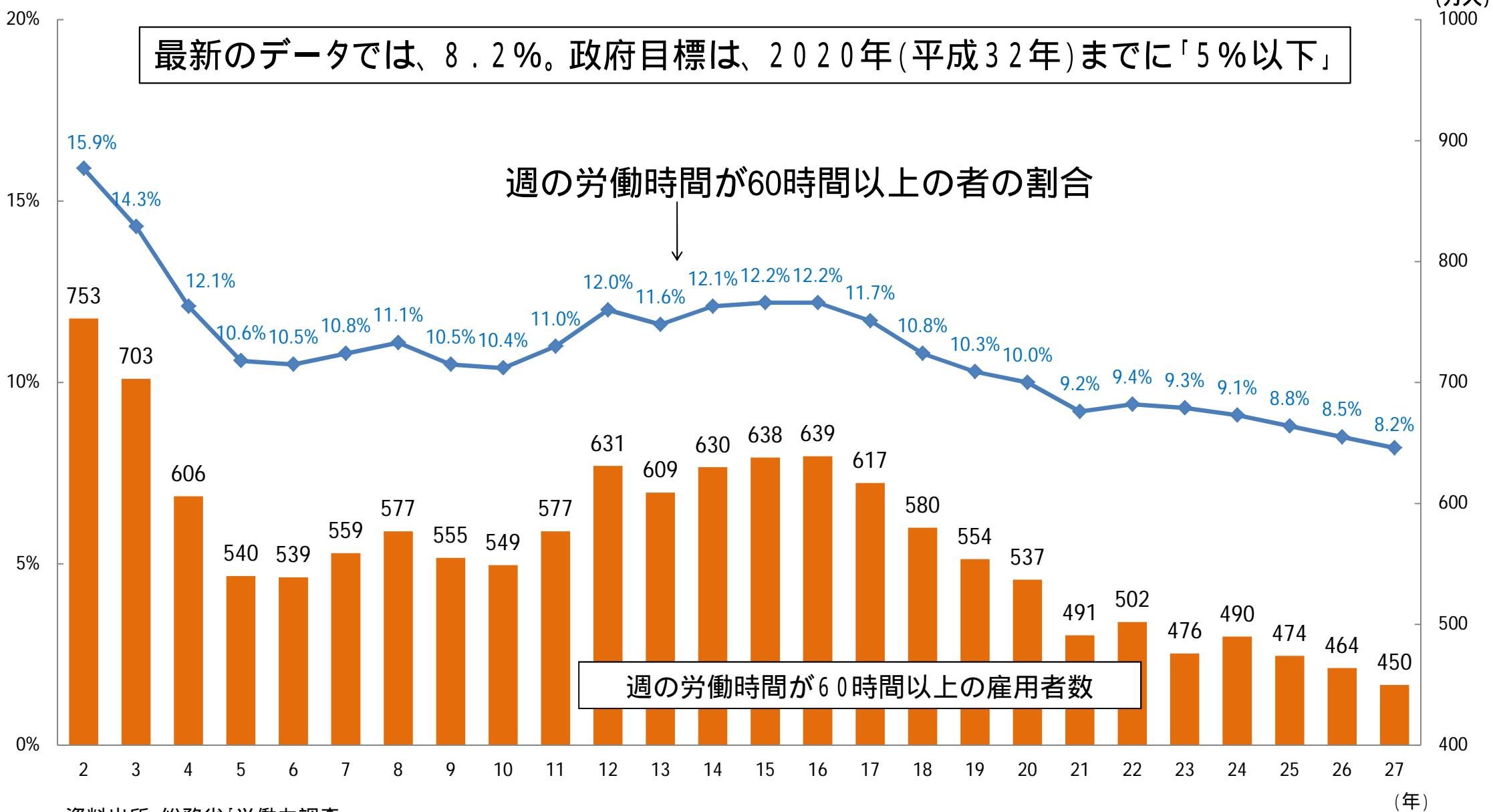
# 週60時間以上就業する雇用者数及び割合の推移(全国)

(万人)  
1000

最新のデータでは、8.2%。政府目標は、2020年(平成32年)までに「5%以下」

週の労働時間が60時間以上の者の割合

週の労働時間が60時間以上の雇用者数



資料出所: 総務省「労働力調査」

(注) 資料は非農林業雇用者数により作成。

平成23年は岩手県、宮城県及び福島県を除く。

週49時間以上就業する雇用者の割合は、全国、東海(4県)ともに約2割。

<平成27年(2015年)平均>

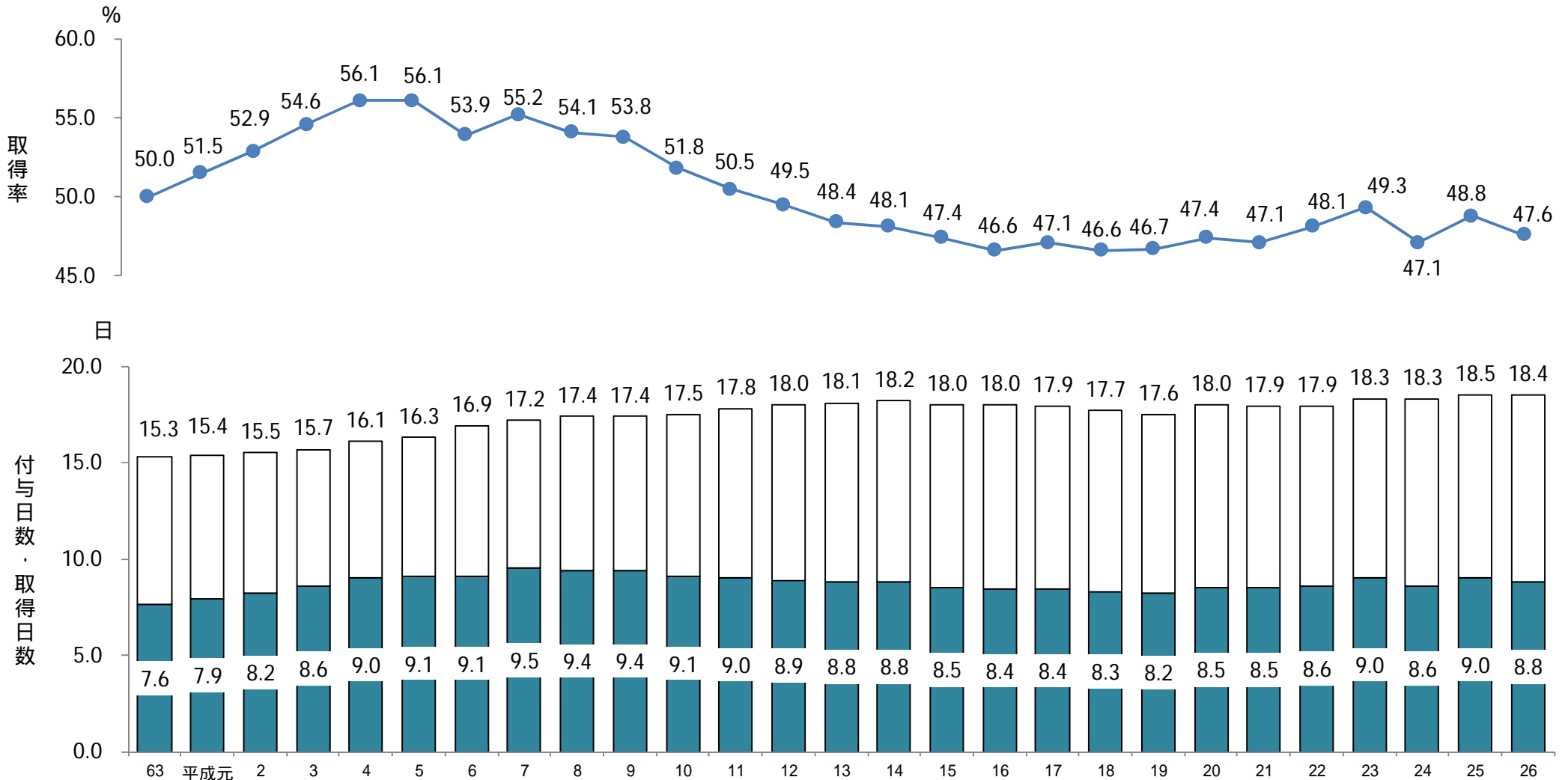
区分	全国	東海
雇用者	5474万人	672万人
うち就業時間が週49時間以上の者	1141万人	145万人
割合	20.8%	21.6%

資料出所:総務省「労働力調査」

(注)資料は、非農林業雇用者数により作成

# 年次有給休暇の取得率等の推移(全国)

最新のデータでは、47.6%。政府目標は、2020年(平成32年)までに「70%以上」



(資料出所) 厚生労働省「就労条件総合調査」(平成11年以前は「賃金労働時間制度等総合調査」による)

- (注) 1) 「対象労働者」は「常用労働者」から「パートタイム労働者」を除いた労働者である。
- 2) 「付与日数」には、繰越日数を含まない。「取得率」は、全取得日数 / 全付与日数 × 100 (%) である。
- 3) 平成18年以前の調査対象: 「本社の常用労働者が30人以上の民間企業」 平成19年以降の調査対象: 「常用労働者が30人以上の民間企業」
- 4) 平成25年以前の調査対象: 「常用労働者が30人以上の会社組織の民間企業」 平成26年の調査対象: 「常用労働者が30人以上の民間法人」( 医療法人等の会社組織以外の法人を調査対象に加えた)  
 なお、平成25年と同一の調査対象で時系列で比較した場合、平成26年の年次有給休暇の取得率は47.3%となる。

年次有給休暇の取得率は、全国、愛知ともに、5割を下回る値で推移。

	新規付与日数	取得日数	取得率	(全国取得率)
平成24年	17.7日	8.4日	47.4%	(47.1%)
平成25年	17.6日	8.2日	46.7%	(48.8%)
平成26年	17.6日	8.2日	46.8%	(47.6%)

資料出所：愛知県「労働条件・労働福祉実態調査」

なお、全国取得率は、厚生労働省「就労条件総合調査」

(注)「新規付与日数」は、調査対象となった労働者の新規付与日数計を当該労働者数で除したもの。

「取得日数」は、調査対象となった労働者の取得日数計を当該労働者数で除したもの。

「取得率」は、調査対象となった労働者の取得日数計を調査対象となった労働者の新規付与日数計で除したもの。

このため、端数処理の関係上、「取得日数」の値を「新規付与日数」の値で除した値と一致しないことがある。

愛知県における脳心労災請求件数(42件)は、東京(114件)、大阪(86件)、神奈川(75件)、埼玉(44件)に次いで多い。

### 脳・心臓疾患に係る労災請求件数の推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
全国	898	842	784	763	795
愛知県	40	35	36	32	42

愛知県における精神労災請求件数(67件)は、東京(272件)、大阪(146件)、神奈川(118件)、福岡(79件)、京都(68件)に次いで多い。

### 精神障害に係る労災請求件数の推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
全国	1272	1257	1409	1456	1515
愛知県	82	67	57	61	67





秋の過重労働解消キャンペーン

参加費はすべて無料!

## 愛知労働局 セミナー等のご案内

10月は 年次有給休暇取得促進期間

11月は 過労死等防止啓発月間



有給休暇が取れない、  
取りにくいといった  
ことはありませんか？



毎晩遅くまで残業している  
労働者はいませんか？

時間外労働の抑制や休暇取得促進のためには、  
これまでの長時間労働を前提とした働き方を見直し、  
定時退社や年次有給休暇の取得促進など、それぞれの  
実情に応じた取組によって効率的で多様な働き方に  
改める「働き方改革」が不可欠です。



この秋に行われるセミナー等では「働き方改革」を実現させるた  
めの情報を多数ご紹介します。

事業主のみならず、労働者や労働組合、産業保健スタッフなどの  
すべての関係者の方々のご参加をお待ちしています。

(厚生労働省委託事業)

## 過重労働解消のためのセミナー

～ 残業時間を減らして業績をアップさせてみませんか？ ～

日 時：10月21日(金) 14:00～16:30

11月10日(木) 14:00～16:30

定 員：各回100名 事前予約制(先着順)

場 所：名古屋能楽堂 会議室(名古屋市中区三の丸1-1-1)

問合先：過重労働解消セミナー運営事務局 03-5913-6033

[担当] 桑田、早川

内 容：「長時間労働の削減」、「労働時間管理」、「健康障害防止対策」をテーマに、  
過重労働防止対策に必要な知識やノウハウについて、事例紹介を盛り込み、わ  
かりやすく解説します。



## 地域の特性を活かしたワーク・ライフ・バランス推進セミナー

日 時：11月21日(月) 13:30～16:00

定 員：100名 事前予約制(先着順)

場 所：安保ホール3階301 (名古屋市中村区名駅3-15-9)

問合先：株式会社日本能率協会総合研究所 03-3578-7947

[担当] 中川、福田、成富、佐々木

内 容：【基調講演】 橋場俊展 氏(名城大学経営学部経営学科 教授)

【自治体発表】 渡辺武資 氏(島田市地域生活部地域づくり課 課長)

【事例発表】 大石歩真 氏(NPO法人クロスメディアしまだ 理事長)



働き方を改革して、職場環境を改善しよう！



### 働き方・休み方改革シンポジウム

～企業と社員が一緒に取り組む

「働き方・休み方改革」の可能性～

日時：10月17日（月）13：30～16：30

定員：300名 事前予約制（先着順）

場所：ミッドランドホール（名古屋市中村区4-7-1 ミッドランドスクエア  
オフィスタワー5階）

問合先：株式会社三菱総合研究所 03-6705-6024

[担当]川西、中澤、大橋（麻奈）、杉山

内容： 基調講演

佐藤博樹 氏（中央大学ビジネススクール大学院戦略経営研究科 教授）

企業の取組事例の紹介（伊藤忠商事株式会社 他2社）

パネルディスカッション

### 過労死等防止対策推進シンポジウム

日時：11月23日（水）13：30～16：30

定員：200名 事前予約制（先着順）

場所：ウィルあいち 大会議室（名古屋市中区上野原1-1）

問合先：株式会社プロセスユニーク 052-934-7202

内容： 基調講演「パワーハラスメントを防止するために」

岡田康子 氏（株式会社クオレ・シー・キューブ 会長）

報告 - パワーハラスメントの相談の現状 -

坂平末弘 氏（連合愛知労働相談センター 所長）

鈴木明男 氏（NPO法人 あいち健康センター 代表理事）

過労死遺族の報告

報告の解説と講演「職場いじめはなぜ起こる？」

岡村晴美 氏（弁護士）



厚生労働省 愛知労働局 雇用環境・均等部 指導課  
労働基準部 監督課